

商標使用承諾通知書

(株)今治繊維リソースセンター 殿

別添のとおり平成 26 年 10 月 16 日付けで承諾申出のあった商標（地域団体商標）「今治タオル」の使用について、次の商標使用の条件を付して承諾します。

平成 26 年 10 月 21 日

四国タオル工業組合

理事長 近藤 聖司



| | |
|-----------|--|
| 商標使用承諾の条件 | <ol style="list-style-type: none">1. 次の要件をすべて満たして商品に「今治タオル」を表示することを認めます。<ol style="list-style-type: none">① 四国タオル工業組合に参加しているメーカーが製造していること② 今治産地内で染晒が行われていること（ただし、特殊なものについてはこの限りでない）③ 製織工程が今治産地内で行われていること④ 景品表示法による原産国表示が日本製となること2. 商品の製造・販売について、適正な管理をしてください。3. 自社製品の委託加工先である加工業者並びに製造委託する四国タオル工業組合員以外の取引先等には「今治タオル」を表示したネーム等の副資材を渡さないでください。4. イベント等を行う際の名称に商標を使用する場合は、上記 1. の商品以外の展示販売をしないでください。5. <u>インターネットやカタログ等に商標を使用する場合は、掲載する商品は上記 1. の商品でなければなりません。</u>6. 消費者からの問い合わせについて、誠実かつ良心的な対応をしてください。7. 商品の購入者からの苦情については、速やかに四国タオル工業組合に報告してください。8. 上記の商標使用承諾条件に反したと理事長が認めるときは、承諾の取り消しを行い即時販売の中止を命令すると共に、今後の使用の不承諾、損害金の請求など法的措置をとることがあります。 |
|-----------|--|